

## 6. 快適職場推進計画の認定制度とは

快適職場推進計画の認定制度は、事業者が作成した快適職場推進計画が快適職場指針に照して適切なものであると認められるとき、これを都道府県労働基準局長が認定する制度です。

## 7. 快適職場推進計画の認定を受けるメリット

### (1) 快適職場づくりに取り組んでいることの証となります

事業場が快適職場推進計画の認定を受けた場合には、その事業場が法令の基準を超えた高い安全衛生管理基準を目標に更に良好な職場環境づくりに努力していることを外に形として示すことができ、内外からの評価が得られます。

### (2) 労働災害の防止へ寄与します

快適職場づくりを進めていくと、機械・設備についての不安全な状態が改善され、作業負担の軽減により作業者の不安全行動を少なくすることができ、その結果、労働災害発生の防止に寄与します。

### (3) 労災特例メリット制度の適用があります

中小企業であって継続メリットを受ける事業場においては、労災特例メリット（従前の±40%を±45%に拡大）が適用されます。

### (4) 表彰の対象になります

全国労働衛生週間の表彰制度（労働大臣、都道府県労働基準局長）の中に「快適職場づくり」部門が追加されました。

### (5) 快適職場形成融資の道が開けます

日本開発銀行、北海道東北開発公庫及び沖縄振興開発金融公庫から職場環境改善に必要な資金について長期、低利で融資を受けられる道が開けます。

### (6) 職場改善機器の助成が受けられます

中小企業安全衛生活動促進事業助成制度において、都道府県労働基準局長の認定を受けている団体の構成事業場は、職場改善機器の購入に要する経費について、一定の範囲内で助成を受けることができます。

## 8. 快適職場推進計画の認定手続き

認定を受けようとする場合は、「快適職場推進計画認定申請書」を都道府県快適職場推進センターを經由して、都道府県労働基準局長に提出してください。

なお、計画の作り方や申請の方法等は、快適職場推進センターにご相談ください。